

在宅福祉用具貸出要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅で身体の障害により介護用品が必要になった者に対し、福祉用具を貸与することで家庭介護の負担軽減と日常生活の便宜を図り、もって在宅福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当し、借入れを希望する者であり、原則として、介護保険制度において、要支援及び要介護と認定された者を除く。ただし、介護保険制度において、次条の福祉用具の福祉用具貸与利用者が要介護認定の更新等により、要支援及び要介護1と認定された者（以下「軽度者となった者」という。）はこの限りではない。

- (1) 在宅の身体障害児(者)
- (2) 在宅で身体の疾病或いは、ケガにより歩行等が困難な者
- (3) その他会長の認める者

(福祉用具)

第3条 社会福祉協議会長は、次の福祉用具を貸出しするものとする。

- (1) 車イス
- (2) ベッド（特殊寝台及び特殊寝台付属品）
- (3) エアーマット（床ずれ防止用具）

(申請)

第4条 借入れを希望する者は、在宅福祉用具借入申請書（第1号様式）を社会福祉協議会長に提出するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として3か月とする。また、必要に応じて引き続き利用できるものとする。ただし、軽度者となった者は6か月を限度とする。

2 福祉用具の搬入搬出は、原則として利用者が行なうものとする。

(費用)

第6条 貸出費用は、貸出月を含め3か月は、無料とするが3か月を超える場合は、利用者が負担するものとし、その費用は別表1に掲げる額とする。

2 福祉用具の搬入搬出が必要な家庭については、別表1に掲げる費用を負担するものとする。

3 次に掲げる利用者については、貸出費用及び搬入搬出費用を免除する。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 会長が必要と認めたもの

(修理費)

第7条 貸出中に故障又は破損した場合、社会福祉協議会の責任において修理するものとし、それによって生じた費用は原則として利用者の負担とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別表 1

貸出費用一覧表

福祉用具名	1ヶ月の貸出費用	搬入搬出費用
ベッド (マットレス・介助バー・キャスター付)	1,900円	1,900円
エアーマット (セット)	800円	800円
車イス	800円	800円